

同志社大学政法会 東海支部会則

(名 称)

第1条 本会は、同志社大学政法会東海支部と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務局を東海地区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、同志社大学政法会支部規則にもとづき支部会員相互の親睦と啓発を図り、本部の事業に協力し、同志社大学法学部および大学院法学研究科の充実発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 支部会員の相互の親睦と啓発を図る事業
- ② 本部の行う事業に対する協力
- ③ 支部会員名簿の整備
- ④ 本部および他の支部との連絡調整
- ⑤ その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会は、同志社大学政法会会員であって、原則として東海地区（愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県）に居住または勤務する者で構成する。

(会 費)

第6条 会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(役 員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- ① 支部長 1名
- ② 副支部長 5名程度
- ③ 支部委員 50名程度
- ④ 支部監査委員 2名程度
- ⑤ 顧問 若干名

(役員を選任)

第8条 支部長、支部委員および監査委員は、支部総会において支部会員の中から選任する。

2 副支部長は、支部委員の中から支部長が委嘱する。

3 顧問は、支部長が委嘱する。

(役員の職務)

第9条 支部長は、支部の会務を統括し本会を代表する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長が予め指定した順序によりその職務を代行する。

3 支部委員は、支部委員会に出席し、その業務を処理する。

4 各支部委員は、本会と各支部委員との連絡を図り、本会の目的達成に努める。

5 支部監査委員は、本会の収支および財政の状況を監査し、支部委員会に出席して意見を述べることができる。

6 顧問は、支部および支部長の諮問に応ずる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中で、選任された役員の任期は、残任期の満了までとする。

(支部総会)

第11条 支部総会は、定時支部総会および臨時支部総会とする。

2 定時支部総会は、原則として毎年5月に開催する。

3 臨時支部総会は、支部委員会において必要と認めたときに開催する。

4 支部総会は、支部長が招集し、その議長となる。

5 支部総会を招集するには、会日の2週間前までに各支部会員に対して、会議の日時、場所および目的の通知を発しなければならない。

6 支部総会は、事業報告、収支決算および支部委員会において必要と認めた事項を審議し決議する。

7 支部委員会の決議は、出席支部会員の過半数をもって決する。

(支部委員会)

第12条 支部委員会は、支部長、副支部長および支部委員をもって構成する。

2 支部委員会は、支部長が招集し、その議長となる。

3 支部委員会は、総会に提出する議題、資産管理に関する事項、事業計画、収支決算に関する事項およびその他重要な事項を審議し議決する。

(会計)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の業務遂行に要する費用は、会費、支部総会の都度徴収する支部総会会費およびその他の収入をもって充てる。

(報告事項)

第14条 支部長は、本部に対して次の事項を報告しなければならない。

① 支部総会の概要

② 役員の異動（その都度遅滞なく）

③ 年度末現在の支部会員在籍数

④ 年次収支決算状況。但し、本部からの補助金等を受け入れた年度に限る。補助金の運用を翌期に繰り越した場合も同じとする。

(定めのない事項)

第15条 本会則に定めのない事項については、同志社大学政法会会則に準拠して支部委員会が決定、処理する。

(会則の変更)

第16条 この会則の変更は、支部委員会の議を経支部総会において議決する。

附 則

本会則は、1999年7月11日から施行する。